

居宅介護支援事業所メドック東郷

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

<2024年4月1日 現在>

1. 事業者

事業者名	医療法人 メドック健康クリニック
所在地	愛知県名古屋市中区昭和区安田通4丁目3番地
電話番号	052-752-1125
代表者氏名	理事長 吉田 亮人
設立年月	平成2年 3月 1日

2. ご利用事業所

事業所名	居宅介護支援事業所メドック東郷
事業の種類	居宅介護支援
介護保険指定番号	2375000888
所在地	愛知県愛知郡東郷町大字春木字太子30 センチュリー太子703
管理者名	長谷部 早苗
電話番号	0561-65-5083
ファクシミリ番号	0561-65-5084
電子メール	kyotaku@medoc-togo.jp
ホームページ	http://www.medoc-togo.jp
指定年月日	平成25年 3月 1日
事業を提供する地域	東郷町、日進市・みよし市・豊明市・名古屋市の一部

3. 事業の目的と基本方針

(1) 事業の目的

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し居宅サービス計画

(以下「ケアプラン」と言います。)を作成し、そのケアプランに基づいた適切な居宅

介護支援(以下「ケアマネジメント」と言います。)が利用できるよう各居宅サービス事業者、市町村、保健・医療サービス等との連絡調整を図りながら、可能な限りその居宅において、その能力に応じた自立した日常生活が過ごせるよう支援することを目的とします。

(2) 基本方針

- ① 事業所の介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」と言います。)は、利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 事業所のケアマネジャーは、ケアマネージメント提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ③ 事業所のケアマネジャーは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようケアマネージメントを行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ④ 事業所のケアマネジャーは、自らその提供するケアマネージメントの質の評価を行い常にその改善に努めます。

4. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	員 数
管理者	1名(兼務)	1名
介護支援専門員	2名(内1名兼務)	2名

事業所は、利用者の為に居宅介護支援の担当者としてケアマネジャーを選任し担当者がその職務を誠実に遂行するよう責任をもって指導監督し適切な居宅介護支援に努めます。

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜～金曜
営業時間	8：30～17：30 (24時間対応体制あります)

6. サービスの概要

(1) 居宅サービス計画(以下「ケアプラン」といいます。)の作成

- ①利用者のお宅を訪問する等して利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で利用者又は利用者の家族の希望を踏まえつつ、公正中立に居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス・福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」といいます。)が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、ケアプラン原案を作成します。
利用者は複数の指定居宅サービス等の紹介を求める事ができ、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行い、理解を得るよう努めます。ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで必要があれば変更を行い、利用者から文書による同意を得ます。

②サービス実施状況の把握（モニタリング）・ケアプラン等の評価

利用者及び利用者の家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。

③医療との連携・主治医への連絡

ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。また、入院時は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供します。

④介護保険施設等への紹介、その他の支援

利用者が介護保険施設への入所をご希望された場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

⑤障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

⑥給付管理票の作成

ケアプランの作成後、介護保険の給付を受けるために、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による介護保険の給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票作成し、愛知県国民健康保険団体連合会に提出します。

⑦要介護認定の申請代行

要介護認定の申請に必要な協力を行います。

(2) サービス利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、一部又は全額がご利用者負担となる事があります。

ア. 基本料金

居宅介護支援費

区分	取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
I (I)	45 件未満	1086 単位/月	1411 単位/月
I (II)	45 件以上 60 件未満	544 単位/月	704 単位/月
I (III)	60 件以上	326 単位/月	422 単位/月

*介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数がⅡ・Ⅲについて：45 件以上の部分について算定

イ. 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

所定単位数の95%を算定（5%の減算）

対象となる利用者

- ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

ウ. 初回加算

区分	状 況	要介護1・2・3・4・5
	初回時	300 単位/月

*算定要件

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

エ. 退院・退所加算

連携	状 況	カンファレンス参加 有	カンファレンス参加 無
1回	退院・退所時	600 単位/月	450 単位/月
2回	退院・退所時	750 単位/月	600 単位/月
3回以上	退院・退所時	900 単位/月	900 単位/月

*算定要件

- ・退院・退所し居宅サービスを利用する場合において病院・施設等の職員と面談し必要な情報の提供を得た上で必要に応じ福祉用具専門相談員や作業療法士等が参加して居宅サービス計画を作成し調整を行った場合。ただし連携3回を算定できるのは、そのうち1回以上について入院中の担当医等との会議に参加し調整を行った場合に限る。又、初回加算との同時算定はしない。

オ. 入院時情報連携加算

区分	状 況	要介護1・2・3・4・5
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月

*算定要件

- I 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
 ※入院日以前の情報提供を含む。
 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
- II 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から換算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

カ. 通院時情報連携加算

50 単位/月単位

*算定要件

- ・利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

キ. ターミナルケアマネジメント加算

400 単位/月加算

*算定要件

- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

ク. 特定事業所集中減算

200 単位/月減算

*算定要件

- ・同一法人事業所が80%を超える場合に減算
- ・同一事業所提供割合を説明・公表します。

ケ. 交通費

通常の事業の実施区域以外にお住まいの利用者には、ご自宅に訪問するたびに、次のとおり交通費をご負担していただきます。

- ①事業の実施区域を越えた地点から片道 10km未満 500円
- ②事業の実施区域を越えた地点から片道 10km以上 1,000円

7. 秘密の保持

- ①事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守いたします。
- ②事業所は、介護支援専門員とその他従業者であった者から、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③事業所は、サービス担当者会議等におきまして、利用者の個人情報を用いる場合はあらかじめ、利用者またはその家族からの同意をいただきます。

8. 個人情報の取り扱いについて

- ①利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

②個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 管理者 長谷部 早苗

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 非常災害対策(BCP)について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年に2回以上、実施します。

11. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむ得ずサービスを終了する場合があります。

(1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業所の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 利用者等への周知徹底

・施設内への掲示、パンフレットの配布等により苦情解決責任者及び苦情受付担当者の氏名連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

② 苦情の受付

利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する。

・苦情受付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る。

・苦情受付担当者は苦情を受け付け、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成する。

③ 苦情受付の報告

・苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。

④ 苦情解決に向けての話し合い

・苦情解決責任者は、苦情申し出人との話し合いによる解決に努める。

⑤ 苦情解決の記録、報告

- ・苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について苦情相談処理報告書に記録する
- ・苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申し出人に対して報告する。
- ・また解決・改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する。

⑥ 苦情解決の公表

- ・サービスの質や信頼性の向上を図るために、必要に応じて東郷町、愛知県国民健康保険団体連合会への報告を行う。

相談窓口、苦情受付の窓口、高齢者虐待の通報・相談の窓口

(1) 【事業者の窓口】 医療法人メドック健康クリニック メドック東郷

ホーム長 朝倉隆行 電話番号：0561-37-5026

【事業所の窓口】 居宅介護支援事業所メドック東郷

介護支援専門員 管理者 長谷部早苗 電話番号：0561-65-5083

(2) 【市町村の窓口】

東郷町役場 健康福祉部 高齢者支援課 電話番号：0561-56-0753

所在地： 愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地

日進市 介護福祉課 電話番号：0561-73-1495

みよし市 長寿介護課 電話番号：0561-32-8009

豊明市 健康長寿課 電話番号：0562-92-1261

(3) 【公的団体の窓口】

愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

所在地： 名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話番号：052-971-4165

13. 緊急時の対応

事業所は、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、緊急時連絡先により、家族等に連絡をいたします。

事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 利用者が医療機関に入院する場合のお願い

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

15. 事業所の第三者による評価実施状況について

第三者による評価実施状況	評価実施	「なし」
--------------	------	------

年 月 日

職名 介護支援専門員 氏名 _____ から

上記重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

住所 〒 _____

利用者の家族 氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____